

寝屋川廃プラ裁判 2 審判決 健康被害を認めない不当判決！

健康調査をした専門家の証拠を無視

今年1月25日廃プラ裁判2審の判決が行われ、1審判決を支持し控訴を棄却しました。

平成16年、寝屋川市東部地域に二つの廃プラ施設が計画され、高宮、太秦など周辺住民の強い反対を押し切り、廃プラ施設の建設が強行されました。住民は、裁判で建設、操業停止を訴えてきましたが、施設が操業を始めると住民が心配した健康被害が起きてしまいました。

健康被害の調査をするように求める住民に対し、寝屋川市、大阪府はいつかんと拒否しています。

住民から健康障害の訴えが広

がる中、津田敏秀岡山大学教授（環境疫学）が平成18年、施設の操業直後に実施した健康アンケート調査の結果を裁判所に提出しました。津田教授は、調査した時とその1年前を比べ、有症者が急増していること、施設に近い住民ほど有病者が多いなど施設の操業と症状発生との因果関係を明らかにしました。

ところが、1審判決は「健康被害は心因性（気のせい）、加齢による」と

津田教授の調査報告を否定しました。



あつてはならない裁判所による人権否定

今回も住民がかかわった津田調査は信用できないと決め付ける一方で、何の証拠もなしに、健康被害はないとする施設側の主張を認めました。

また判決では、工場排気に含ま

れる未知物質による危惧は否定できないと言いつつながら、1000名を超える住民の健康被害の訴えを葬り去ったことは、裁判所にあるまじき人権否定の態度です。

宮本憲一氏談

大阪市大名誉教授
滋賀大学元学長



判決は、「環境基準以下だから、健康被害がない」としていますが、住民の訴えがあ

るのですから、行政機関が疫学調査をして、住民の疾患の原因を明らかにしなければなりません。それを怠って、まだ十分に科学的根拠がない環境基準で判断するというのは環境政策の入り口で間違いを犯していると言つてよいでしょう。



健康被害の認知を求め、公害等調整委員会に申請します

真鍋 原田 宮田氏ら医師の意見は明白です

健康被害の訴えがある住民を診察した真鍋医師らは、診察した多くの住民が、この地域を離れたら症状が消えるシックハウス類似の症状にあることを明らかにしました。ところが、判決は、「住民が述べたことには証拠がない」として医師の診断を否定しています。その一方で、行政側の意見については、健康診断等の証拠を全く示さないまま支持しています。



人体実験を続けることは容認できません！

判決は、施設周辺の環境調査で、規制値のある11項目の化学物質が基準値以下だから健康被害は起こりえないとする判断を示しました。

この点について、平成20年参議院行政監視委員会で、寝屋川市の問題での質問に対し、鴨下環境大臣（当時）は「基準値以下でも、更に未知の物質もあるかもわかりません。で

すから、しっかりと予防原則に沿って、これは特に自治体が主体でありますけれども、」と答弁しました。しかし判決では、「安全性が認知されていない物質は危険性があるという大前提自体、差止め法理としては、当裁判所の採用しないところである。」と予防原則を否定しました。

廃プラ公害の認定を公調委に申請します

不当な判決が出たことにより、廃プラ病がいつそう深刻になることが心配されます。誤った判決に従うことは出来ません。

害が発生しているとする認定を行えば、廃プラ公害の解決に道を開くことが出来ます。

今後は裁判所とは別の観点で独自に公害紛争の処理を行う、公害等調整委員会（公調委）に「原因裁定」を申請して被害の認定を求めます。

わたしたちは、「きれいな空気を取り戻そう」を合言葉に、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」（憲法25条）国民として人権を守るためにたたかいます。

公調委が廃プラ施設が原因で健康被害をお願いいたします。

ご案内 廃プラ公害をなくす新スタート住民集会

2月26日（土）午後1時30分、寝屋川市民会館小ホール

2審判決の報告と今後の運動 弁護士 村松 昭夫

環境汚染について講演 神戸商船大名誉教授 西川榮一

住民からの健康被害のアピール 市民団体からの激励挨拶

